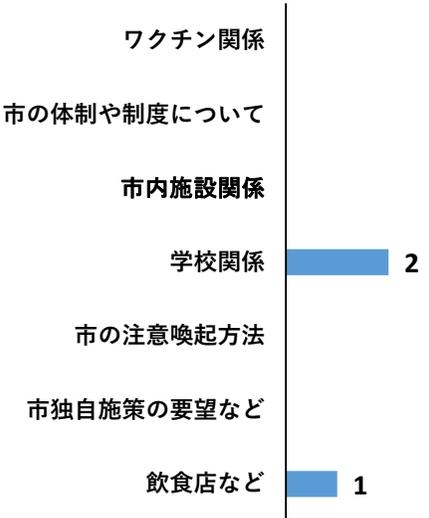


# 【10～12月の特徴】

10月・11月は新型コロナウイルスに関連するご意見がこれまでと比較すると少なくなっていました。

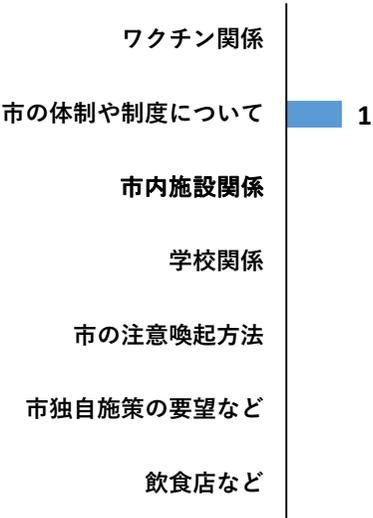
12月には国が子育て世帯を支援するため決定した「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業」により、対象の児童1人あたり10万円相当の給付金を支給することが決まったことを受け、支給方法に関するご意見が多く寄せられました。大きく2種類の要望があり、1つ目が支給方法をクーポンではなく現金一括で支給すること、2つ目が所得制限を撤廃して対象者を広げることでした。

## 10月



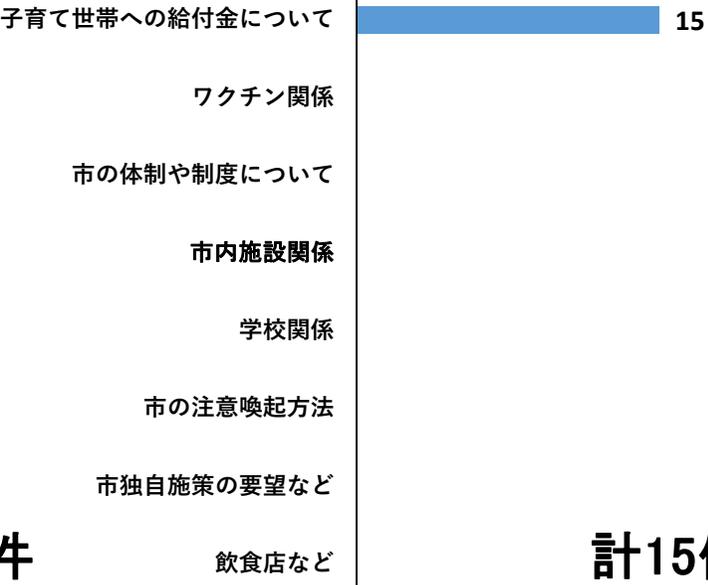
計3件

## 11月



計1件

## 12月



計15件

## 10月～12月のご意見に対する本市の対応 ①

### **【市独自施策分】令和3年度子育て世帯等臨時特別給付金の支給について（1月19日時点）**

所得制限や離婚等により国の給付金を受け取れない方へ枚方市独自の給付金を支給します

- ・ 国施策の「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」では、令和3年9月分の児童手当受給者や、基準日（令和3年9月30日）に対象児童を養育されている方を支給対象としています。そのため、所得制限の限度額を超過されている場合や、基準日以降に離婚等をされた場合など、児童を監護されている状況は同じであっても国施策分の給付金を受け取れない場合があります。
- ・ 枚方市においては「子供たちを力強く支援し、その未来を拓く」という給付金の趣旨を踏まえ、国施策の給付金を受け取れない方を対象に子ども一人当たり10万円を支給します。

詳細な情報は下記のホームページをご覧ください。

**【市独自施策分】令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について**

**【<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000037665.html>】**